❁　ウインドジャケット　　　第 6101.30 号
（日タイ経済連携協定）

貨物概要

関税率表第 6101.30 号に属するウインドジャケットであり、原材料、製造工程等は下記のとおり。

原 材 料：

①表側の生地－ポリエステル製パイル編物（第 60.01 項。日タイ経済連携協定上のタイ原産品）

②裏側の生地－ナイロン製織物（第 54.07 項。日タイ経済連携協定上の日本原産品）

③縫糸、ファスナー、紙製タグは、中国原産品

④その他の材料は、全て日タイ経済連携協定上のタイ原産品

製造工程：タイ国内において、上記原材料を使用し、裁断、縫製等を行い、製品を製造する。

製 品 図：

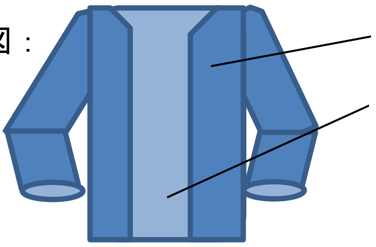

原産地認定

日タイ経済連携協定上のタイ原産品と認められる。

原産地認定理由

本品において、日タイ経済連携協定附属書２第６１類注釈１に規定する「関税分類を決定する構成部分」は、産品の表側の生地（①ポリエステル製パイル編物（第 60.01 項））及び裏地（②ナイロン製織物（第 54.07 項））です。

したがって、同注釈１の規定により、本品が日タイ経済連携協定上の原産品であるか否かを決定するに当たり、本品（第 6101.30 号）の品目別規則は、表側の生地（①ポリエステル製パイル編物（第 60.01 項））及び裏地（②ナイロン製織物（第 54.07 項））に適用されることとなります。なお、それ以外の材料（③及び④）については品目別規則を満たしているか、考慮する必要がありません。

表側の生地（①ポリエステル製パイル編物（第 60.01 項））は、日タイ経済連携協定上のタイ原産品であり、品目別規則を満たしているか否かを考慮する必要がありません。また、裏地（②ナイロン製織物（第 54.07 項））は、品目別規則を満たしていませんが日タイ経済連携協定上の日本原産品であり、同協定第 29 条の規定を適用することにより、タイ原産材料とみなすことができま

す。よって、本品は、日タイ経済連携協定上のタイ原産品と認められます。

（参考）原産地規則解釈例規　61～63 類　衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

♠　　♠　　♠

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第４条）。

上記事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも個別の事案全てに適用できるものではありませんので、輸入予定の具体的な貨物に適用する場合においては、上記事例と異なる関税率表適用上の所属（分類）、原産地認定結果となり、異なる課税関係が生じることがありますのでご注意下さい。

（具体的な貨物の原産地認定について、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）